大阪大学産業科学研究所長候補者選考規程

第１条　大阪大学産業科学研究所長(以下「所長」という。)候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

第２条　所長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1)　所長の任期が満了するとき。

(2)　所長が辞任を申し出たとき。

(3)　所長が欠員となったとき。

２　所長候補者の選考は、前項第１号に該当する場合は、任期満了の日の２ヶ月以前に、同項第２号及び第３号に該当する場合は、速やかに行う。

第３条　所長候補者は、産業科学研究所専任教授(以下「専任教授」という。)で、自薦又は他薦により立候補した者(以下「立候補者」という。)のうちから選考する。

第４条　所長候補者選挙の管理運営を行うために所長候補者選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)を設ける。

２　選挙管理委員会は、教授会で選出された専任教授若干名をもって組織する。

３　選挙管理委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

４　選挙管理委員会委員長は、選挙の管理運営を統括する。

５　選挙管理委員会委員が立候補したときは、委員を辞任するものとし、必要に応じて後任の委員を補充する。

６　選挙管理委員会は、所長候補者が所長に就任したときに解散する。

第５条　所長候補者の選考は、単記無記名投票による第１次選挙及び第２次選挙により行う。

２　第１次選挙又は第２次選挙の当日に、休職中の者、海外渡航中の者及びサバティカル制度を利用中の者は、これらの選挙で投票できないものとし、選挙資格者に含めないものとする。ただし、これらの選挙を電子投票により実施する場合、海外渡航中の者は、選挙資格者に含めるものとする。

３　立候補者は、選挙管理委員会の定めるところにより第１次選挙に先立ち所信を表明するものとする。

第６条　第１次選挙は、産業科学研究所の専任教員、研究員、事務職員及び技術職員により行い、選挙資格者の３分の２以上の投票があった場合は、得票上位３名(末位に得票同数の者があるときは、これを加えるものとし、立候補者が３名に満たない場合は、その人数とする。)を、第１次所長候補者とし、選挙資格者の３分の２以上の投票がなかった場合は、立候補者全員を第１次所長候補者とする。

２　第１次選挙の結果については、公表する。

第７条　第２次選挙は、前条の規定により選出された第１次所長候補者について、専任教授並びに産業科学研究所の事務部長及び技術室長により行い、選挙資格者の３分の２以上の投票をもって有効とし、有効投票数の過半数の得票者を第２次所長候補者とする。

２　過半数の得票者がないときは、得票順に上位２名(得票同数のため順位を定める必要がある

ときは、年長者を先順位とする。)について投票を行い、得票多数の者を第２次所長候補者とする。

３　前項の投票の結果、得票同数のときは、年長者を第２次所長候補者とする。

第８条　教授会は、第２次選挙の結果を尊重し、所長候補者を決定する。

第９条　第４条から前条までの規定にかかわらず、教授会が必要と認めた場合は、教授会が別に定めるところにより複数（３名以内に限る。）の候補者を選考することができるものとする。

第１０条　教授会は第８条又は前条により選考された候補者を総長に推薦する。

第１１条　所長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続く再任は１回限りとする。

２　第２条第１項第２号及び第３号の場合における後任の所長の任期は、就任後満１年を経過した直後の３月３１日までとする。

第１２条　この規程の改正を行う場合は、教授会の議を経なければならない。

附　則

１　この規程は、平成１５年１２月１７日から施行する。

２　大阪大学産業科学研究所長選考規程(昭和５２年１１月１４日制定)は廃止する。

３　この規程施行の際、現に所長である者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

附　則

この改正は、平成１７年１１月１６日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年３月１７日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月２日から施行する。ただし、第２条第１項第２号の改正規定、第１０条を削る改正規定及び第１１条の改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年１０月２０日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年１２月１９日から施行する。

附　則

この改正は、令和元年９月２６日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年９月３０日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年１０月１日から施行する。